

平成 24 年 12 月 20 日

お客様各位

新潟大栄信用組合

住宅ローン貸付条件変更への対応について

中小企業金融円滑化法が来年 3 月末に期限が到来しますが、住宅ローンの貸付条件変更に関する当組合の対応方針はこれまでと変わることはありません。

当組合は、地域が依然として厳しい生活環境にある中、「地域の皆様にとって利用し甲斐のある信用組合」を実践するために、引き続き金融の円滑化に積極的に取組んで参ります。

記

- 勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業況悪化・超過勤務減少による減収等により返済が困難となった場合は、各店舗の「くらしいきいきローン相談窓口」においてご相談に応じておりますのでご利用ください。
- 貸付条件の変更等のご相談においては、お客様の状況をきめ細かく把握させて頂き、他の金融機関とも十分連携を図りながら、柔軟且つ適切に対応して参ります。既に、貸出条件を変更しているお客様もご相談下さい。
- 貸付条件変更等のご相談においては、それぞれの課題に応じた最適な解決策を、お客様の立場に立って提案し、十分な時間をかけてその取組みを支援して参ります。

以 上